

## 日本鐵鋼協會記事

### 編輯委員會 (昭和 16 年第 9 回)

日時 昭和 16 年 12 月 17 日(水)自午後 5 時至午後 8 時  
出席者 理事 吉川晴十君 田中清治君 鹽澤正一君  
委員 石原善雄君 石川薫君 池田正二君 岡部長衡君  
齋藤彌平君 志村繁隆君 俵信次君 橋本正一君 前田  
六郎君 横山均次君 主事 金谷三松

#### 協議事項

1. 會誌第 28 年第 2 號上掲論說原稿の選定
2. 會誌第 28 年第 1 號上掲抄録、翻譯の選定
3. 會誌第 28 年第 2 號上掲抄録分擔の委嘱
4. 第 27 回講演大會見學工場の選定
5. 第 27 回講演大會の際開催すべき製鐵製鋼用參考品展覽會出品規定立案及諸準備の件は次記 10 名の委員に附託のこととなる

委員長 渡邊三郎君 副委員長 吉川晴十君  
委員 石田四郎君 石原善雄君 池田正二君 岡部長衡君  
鹽澤正一君 志村繁隆君 田中清治君 俵信次君

### 電氣製鋼研究會

#### 第 3 小委員會 (第 13 次)

日時 昭和 16 年 12 月 6 日(土)自午前 9 時 30 分至午後 3 時  
場所 協會々議室  
出席者 幹事 石原善雄君 松山寛慈君代理島田正富君  
委員 大垣梅雄君 笹部誠君 野崎榮君 小島豊榮君  
大澤隆三君 石川薫君代理山下章君 高橋隆君代理多賀  
谷正雄君 神邊武雄君代理小野左右吉君 田村勝人君代  
理鈴木昇君 藪内周三郎君代理吉木卓君 荒木彬君代理  
菅田角夫君

#### 協議事項

1. 造塊法第 13 項より第 20 項までを審了す

### 日本耐火物協會と聯合トリベ用耐火煉瓦規格統一研究會 (第 7 次)

日時 昭和 16 年 12 月 13 日(土)自午後 1 時 30 分至午後 4 時  
場所 電氣俱樂部  
出席者 (鐵鋼協會側)井村竹市君代理今井克巳君 郷義二郎君  
堀江實君 金谷三松(日本耐火物協會側)黒田泰造君 永  
井彰一郎君 高田安雄君 笹井熊之助君 若林滋君 毛  
利定男君 稻垣豊吉君

#### 協議事項

造塊用煉瓦、ノヅルストッパー、スリーブ規格案作成

### 講演會 (昭和 16 年度第 5 回)

昭和 16 年 12 月 15 日(月)自午後 6 時 30 分至午後 9 時 10 分  
麴町區設ケ關法曹會館

#### 講演

- (1) 鋼の電解研摩に就て 東京工業大學精密機械研究所  
工學士 田中 實君(1 時間)
- (2) 電子顯微鏡に就て 電氣試驗所(逓信省)

工學博士 鈴木 重夫君(1 時間 30 分)

入場者 38 名

### 製鐵製鋼用參考品展覽會準備委員會(第 1 次)

日時 昭和 16 年 12 月 22 日(月)自午後 5 時至午後 8 時  
場所 協會々議室  
出席者 副委員長 吉川晴十君 委員 石田四郎君 池田正二君  
岡部長衡君 鹽澤正一君 田中清治君 主事 金谷三松

#### 協議事項

下記出品規定及出品注意書を立案決定し、尙詳細實施に關する打合せを爲せり。

#### 1. 昭和 17 年春季日本鐵鋼協會製鐵製鋼用參考品展覽會出品規定

- 第 1 條 本展覽會ハ昭和 17 年 4 月 5 日ヨリ 7 日マデ 3 日間東京府立工業獎勵館(東京市芝區海岸通 1/20)ニ於テ開催ス
- 第 2 條 本展覽會ノ出品物ハ製鐵製鋼用ノ一般研究參考資料トシ特ニ本會ノ推薦シタルモノ及ビ一般ノ申込中委員會ノ承認ヲ經タルモノトス
- 第 3 條 出品ヲナサントスルトキハ別紙様式(別紙様式削略)ノ出品申込書(本會ヨリ推薦シタルモノハ承諾書) 1 通及ビ出品目録 2 通ヲ昭和 17 年 2 月 20 日迄ニ日本鐵鋼協會宛送附スルヲ要ス
- 第 4 條 前條申込ノ出品物(本會推薦ノモノヲ含マズ)ニシテ委員會ノ承認ヲ經タルモノハ其ノ旨出品申込者ヘ之ヲ通知ス但シ陳列場滿了ノ場合ニハ申込期限内ト雖モ出品ヲ謝絶ス
- 第 5 條 出品ハ室内ノモノニ限ル
- 第 6 條 出品ニ對シテハ出品料等ヲ賦課スルコトナシ
- 第 7 條 陳列場ハ平均一區劃間口約 3 米、奥行約 2 米、總區劃數約 80 トス。出品物ハ右ノ區劃ニ適合スルモノタルベシ。若シ壁面使用ヲ要スルモノハ其ノ旨出品申込書ニ附記スルヲ要ス。但シ出品ノ性質ニ由リ 2 區劃ヲ充當シ又ハ一區劃ヲ縮小スルコトアルベシ
- 第 8 條 各出品物ニ對スル陳列物及ビ陳列位置ノ割當ハ委員ノ決定ニ據ル
- 第 9 條 出品物ノ搬入及ビ整頓ハ 4 月 3 日午前 9 時ヨリ 4 月 4 日正午迄ノ間ニ行ヒ撤收及ビ搬出ハ 4 月 8 日午前 9 時ヨリ同日午後 4 時迄ノ間ニ行フモノトス
- 第 10 條 陳列ニ要スル費用(荷造、運搬、陳列設備等)ハ出品者(本會推薦ノモノヲ含ム)ノ負擔トス
- 第 11 條 陳列場ハ室内照明ノ外、電力及ビ水道ノ設備ヲ有ス。瓦斯ハ使用不可能ナリ
- 第 12 條 出品物ノ監視保護ハ出品者ニ於テ其ノ責ニ任ジ、盜難、火災其ノ他如何ナル事由ニ依ルモ出品ニ關スル損害ハ總テ出品者ノ負擔トス
- 第 13 條 協會ノ監視員ハ主トシテ場内整理及ビ宿直夜警ニ任ズ
- 第 14 條 出品物ニハ成ル可ク説明者ヲ附シ參考資料其ノ他印刷

物等ノ配附ハ差支ナキモノトス

第 15 條 陳列場ニ於テハ總テ委員ノ指示ニ從フヲ要ス

第 16 條 本展覽會ニ關シ一切ノ事務ハ東京市麹町區丸ノ内 2ノ  
10 仲 14 號館社団法人日本鐵鋼協會(電話丸ノ内 3,626)  
内製鐵製鋼用參考品展覽會委員會ニ於テ取扱フ

## 2. 昭和 17 年春季日本鐵鋼協會製鐵製鋼用參考品展覽會

### 出品注意書

出品ニ就テハ出品規定ニ記載ノ外左記ノ諸注意事項ニ從ハレ度シ

- (1) 搬入及ビ整理ヲ 4 月 4 日正午迄ニ行ヒ、撤收及ビ搬出ヲ  
8 日午後 4 時迄ニ行フコトノ規定ヲ嚴密ニ實行セラレタシ。
- (2) 前項ノ爲陳列ノ裝置及ビ用具等ハ總テ豫メ用意シ置カレ度  
ク陳列場内ニ於テ工作スルガ如キコトヲ避ケラレタシ。  
尙搬入時ニ至リ裝飾等ヲ施ス爲請負人等ヲ使用セラル、トキハ  
場所狹隘ノ爲混亂シ互ニ迷惑スルコト多キヲ以テ豫メ充分準備  
セラレタシ。
- (3) 陳列場建物ハ「コンクリート」土間ナルモ出品物搬入ノ際之  
ヲ損傷セザルコト。
- (4) 出品物ニハ充分ナル説明書ヲ附セラレ度ク又成ル可ク説明  
員ヲ附セラレ度シ。

記録作成ノ必要上出品物細目表ヲ開催後速ニ委員ヘ送付セラ  
レ度シ。

- (5) 盜難又ハ紛失防止ノ爲搬出入ノ日ト雖モ閉場又ハ完全撤去  
ノトキマデ必ず現場ニ監視者ヲ附セラレ度シ。
- (6) 説明員及ビ監視者ニハ協會ヨリ送附セル出品者徽章ヲ佩用  
セシメラレタシ。
- (7) 協會ノ監視員ハ宿直夜警、場内取締ニ任ズル者ナルヲ以テ  
場内出品ニ對スル直接ノ保護ハ出品者ニ於テ其ノ法ヲ講ゼラレ  
度シ。
- (8) 搬入ノトキ出品承認書(本會推薦ノモノニ在リテハ出品番  
號通知書)ノ番號ヲ示シ、係ヨリ搬入證ヲ受領シ、搬出ノトキ  
之ト引替ニ送致證(物品出門證)ヲ係ヨリ受領セラルベシ。  
搬入證ノ送附ナキトキハ特別ナル證明ナキ限り出品物ノ搬出ヲ  
謝絶ス。又送致證ヲ有セザル出品ハ出門ヲ許可セラレズ。
- (9) 出品者、説明員又ハ監視者ノ食事ハ混雜ヲ避クル爲展覽會  
事務所ニ於テ取選メ注文スベキニ付キ要望者ハ午前 10 時迄ニ  
事務所ヘ申出デラレタシ。
- (10) 出品當事者ハ可成開催前協會委員ト詳細ナル打合セヲ行  
置カレタシ。

## 第 79 議會再開日の東條首相の指導方針演說要旨

1 月 21 日再開議會劈頭、貴衆兩院本議會に於ける演說大綱下の如くである。

1. 米英兩國を屈伏せしむる迄を止めないこと。
2. 大東亞各國家及各民族をして、各その所を得しめ、帝國を核心とする道義に基く共存共榮の秩序の確立を以て大東亞共榮圈建設の根本方針とする。
3. 大東亞防衛のため絶對必要なる地域は帝國自ら之を把握措置し、その他の地域は各民族の傳統文化等に應じ、戦局の進展に伴ひ夫々適當なる處置に出づべきこと。
4. 香港及マレー半島は大東亞防衛の據點たらしめること。
5. 比島に於て將來帝國の眞意を了解し協力し來る場合は獨立を與へること。
6. ビルマ等に就ても比島と同様に扱ふこと。
7. 蘭印及濠洲は抗戦を繼續するに於ては之を撃ち、協力するに於ては住民の福祉と發展の爲力を添ふること。
8. 重慶政權は徹底的破砕すること。
9. 獨逸との結束を固くし世界新秩序建設に邁進すること。
10. 帝國の企圖する建設は軍政下に準備し、廣く官民各方面の智能を動員して慎重之に當ること。
11. 帝國今日の急務は武力戦に於て屈敵の戦果を擴大し、戦争遂行力の強化にあるを以て各般の施策もこれに集中すべきこと。
12. 今日、交通運輸の整備は最も重大なる問題なるを以て船舶の建造に特に力を用ひること。
13. 國民の素質の向上と人口の増加に適切なる手段を講ずること。

## 第 79 議會衆議員豫算總會に於ける大東亞經濟建設方略答辯要旨

1. 東條首相の大綱説明要旨

戦争の現段階に於てはまづ重要資源の需要を充足して當面の戦争遂行に遺憾なきを期すると共に、大東亞自給自足の體制の確立を主眼としその具體的方針は、

- (一) 資源獲得、特に戦争遂行上緊要なる資源を確保すること。
  - (二) 南方資源の敵性國家に向けての流出を阻止すること。
  - (三) 作戰軍の現地の自活を確保すること。
  - (四) 在來の企業の我方に對する協力を誘導すること。
2. 鈴木企畫院總裁の戦争現段階に於ける南方經濟建設方略要旨
- (一) 資源の開發の順序は戦局の推移に應じ當該資源需要の緩急度並に輸送の狀況等を勘考してその大綱を中央に於て決定する。各地に於て取得又は開發したる重要物資はすべて物動計畫に組入れる。
  - (二) 石油、鑛産、農林産等の開發に付ては差當り新たなる綜合會社、共同企業等の形態を避け、經驗能力ある企業者の熱意と創意とを十分に發揮せしめて能率的生産をなさしめる。
  - (三) 通貨に就ては當初は現地通貨表示と軍票を使用し、現地通貨と等價に流通せしめ、情勢に應じ遂次現地通貨と軍票との機能を調整しその統一に進む方針である。従つて當分の間は本邦と現地との間に原則として資金の移動を認めず、南方開發金庫が之れが融通に當る。
  - (四) 物資の現地よりの對日供給は差當り政府の會計に於て買取輸入をなし、本邦よりの對現地供給は同様買取輸出を行ふ。
  - (五) 南方物資の輸送は陸海軍の統制の下に行ふ。
  - (六) 南方物資の敵性國家に流出するを防止する。
  - (七) 南方の陸海軍占領地域に對する一般人の渡航は此際差止める。
  - (八) 現段階に於ける大眼目は即ち武力戦に勝つことにある。